三　法令等違反行為（法第五十六条の二第一号に規定する法令等違反行為をいう。第五号及び第六号において同じ。）の要求又は依頼をした再就職者（同条第一号に規定する再就職者をいう。次号において同じ。）の氏名
四　前号の再就職者がその地位に就いている営利企業等（法第五十六条の二第一号に規定する営利企業等をいう。以下この号において同じ。）の名称及び当該営利企業等における当該再就職者の地位
五　法令等違反行為の要求又は依頼が行われた日時
六　法令等違反行為の要求又は依頼の内容
（一般地方独立行政法人の理事長による報告）
第十七条　法第五十六条の三第三項の規定による報告は、毎事業年度、当該事業年度の四月一日以後遅滞なく、当該事業年度の前事業年度にされた法第五十六条の二の規定による届出並びに当該前事業年度に講じた法第五十六条の三第一項及び第二項の措置の内容について行うものとする。

第一節　特定地方独立行政法人

第十三条を第十四条とし、第十二条を第十三条とし、第五章中同条の前に次の節名を付する。

第五章の章名を次のように改める。

第五章　人事管理

第四章中第十一条を第十二条とする。

第十条中「第七条第一項若しくは第八条第一項」を「第八条第一項若しくは第九条第一項」に改め、同条の表法第四十二条の二第一項の認可をした場合の項第二号中「第七条第二項」を「第八条第二項」に改め、同表第七条第一項の申請書の提出があった場合の項中「第七条第一項」を「第八条第一項」に改め、同表第八条第一項の申請書の提出があった場合の項中「第八条第一項」を「第九条第一項」に改め、同表第八条第四項の通知をした場合の項中「第八条第四項の通知をした場合」を「第九条第四項の通知をした場合」に改め、同項第一号中「第八条第二項」を「第九条第二項」に改め、同項第二号中「第八条第四項」を「第九条第四項」に改め、同項第三号中「第八条第五項」を「第九条第五項」に改め、同条を第十一条とする。

第九条を第十条とし、第八条を第九条とし、第七条を第八条とする。

第六条中「第三十五条に規定する政令」を「第三十五条第一項に規定する政令」に改め、同条第一号中「第三十五条」を「第三十五条第一項」に改め、同条を第七条とする。

第五条中「第二十一条第五号」を「第二十一条第六号」に改め、第三章中同条を第六条とする。

第四条の次に次の一条を加える。

（申請等関係事務の範囲）
第五条　法別表第二十一号に規定する政令で定める事務は、学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）による児童生徒等の住所変更に関する届出の通知に関する事務であって総務省令で定めるものとする。
2　総務大臣は、前項の総務省令を定めようとするときは、文部科学大臣に協議しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（地方税法施行令の一部改正）
第二条　地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第四十二条の三第二項中「同条第六号」を「同条第七号」に改める。

（公認会計士法施行令の一部改正）
第三条　公認会計士法施行令（昭和二十七年政令第三百四十三号）の一部を次のように改正する。

第十条第七号中「第三十五条」を「第三十五条第一項」に改める。

（国家公務員退職手当法施行令及び地方公務員災害補償法施行令の一部改正）
第四条　次に掲げる政令の規定中「第八条第三項」を「第八条第一項第五号」に改める。
一　国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）第七条第三項
二　地方公務員災害補償法施行令（昭和四十二年政令第二百七十四号）第五条第一項

（関税定率法施行令の一部改正）
第五条　関税定率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第十七条第四号中「第二十一条第五号」を「第二十一条第六号」に改める。

附　則

（施行期日）
1　この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

（一般地方独立行政法人の理事長による報告に関する経過措置）
2　地方自治法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十四号）第三条の規定による改正後の地方独立行政法人法（以下この項において「新地方独立行政法人法」という。）第八条第一項第五号に規定する一般地方独立行政法人の理事長は、平成三十年四月一日の属する事業年度においては、新地方独立行政法人法第五十六条の三第三項の規定による報告をすることを要しない。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　野田　聖子
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　林　芳正

割賦販売法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年十二月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百九十七号

割賦販売法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、割賦販売法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十九号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

割賦販売法の一部を改正する法律の施行期日は、平成三十年六月一日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　世耕　弘成

割賦販売法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年十二月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百九十八号

割賦販売法施行令の一部を改正する政令

内閣は、割賦販売法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十九号）の施行に伴い、並びに割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第二条第五項、第四十条第七項及び第八項並びに第四十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。